

令和2年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（防衛省地方協力局防音対策課）

項目名	航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の縮減							
税目（条文番号）	所得税・法人税 （租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80）							
見直しの内容	○圧縮割合の引き下げ 航空機騒音障害区域の内から外への買換え等に係る圧縮割合の引き下げ（80%→70%）							
	<table border="1" data-bbox="879 862 1487 1025"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>+27 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲94,200 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の増収見込額	+27 百万円	（制度自体の減収額）	（▲94,200 百万円）	（改正増減収額）	（ 百万円）	
平年度の増収見込額	+27 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲94,200 百万円）							
（改正増減収額）	（ 百万円）							
廃止又は縮減の理由	<p>本特例措置は、航空機騒音障害区域の事業用資産を買換え等した場合における譲渡所得の課税の特例措置を講じるものであり、航空機騒音障害区域の法人及び個人の移転の促進に重要な役割を果たしているところ。</p> <p>また、航空機騒音障害区域の関係住民に対して本制度が時限措置であることを含め、制度の内容及び期限等を航空機騒音障害区域の関係住民に対し十分に説明し、更なる移転促進に努めてきたところ。</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を一層促進するためには、段階的に支援を縮減していくことが適当であることから、早く移転する者にインセンティブを与え、遅く移転する者や移転しない者との差別化を図り、移転を一層促進させるとの考え方にに基づき、今般、圧縮割合を引き下げることにしたものの。</p>							